

平成 29 年度長久手市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

II 平成 28 年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

1 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

- 熊本地震では、国がプッシュ型支援を実施したが、被災地周辺に物資が集積しているにも関わらず、マンパワー不足や避難所までの物流体系が整わない等の理由により、被災者の手元まで支援物資が届かなかった。
- このため、市が県と連携して、災害時に国等からの支援物資の受入・供給を円滑に行うことができるよう、物資拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行う記載や、関係機関が連携して物資拠点等における訓練を行う記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第 2 編 第 10 章 広域応援体制の整備	P 6	P33
■地震・津波編	第 2 編 第 9 章 広域応援体制の整備		P159

2 広域応援訓練の実施

- 熊本地震で被災地に派遣された職員は、困難な状況の下で初動対応に従事したが、宿泊先や食料等について現地で調整を求められたこと、現地に携行する用具等を私物に依存した職員がいたことなど、今後に向けて改善すべき点が多かった。
- このため、被災地域支援隊の迅速な派遣の実現と効果的な応援を行うために、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する記載を追加した。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第 2 編 第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上	P 7	P34
■地震・津波編	第 2 編 第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上		P161

3 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

- 熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。
- このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第2編 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策他	P7	P29 P77
■地震・津波編	第2編 第7章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策他	~8	P152 P199

4 防災拠点となる市の庁舎の耐震化

- 熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市町村庁舎に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎の全部又は一部が使用できなくなり、行政機能の低下が発生した。
- このため、防災拠点となる市庁舎等について、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修等を促進する記載を追加した。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■地震・津波編	第2編 第2章 建築物等の安全化	P8 ~9	P134

5 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

- 熊本地震の被災地では、体制が充分でないままボランティアセンターが立ち上がった。また、ゴールデンウィークを過ぎた頃にボランティアの数が急激に減り、ボランティアを安定的に確保することが難しかった。
- これを踏まえ、平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加する。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加した。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第2編 第1章 防災協働社会の形成促進	P9 ~10	P10 P11
■地震・津波編	第2編 第1章 防災協働社会の形成促進		P129 P130

6 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

- 熊本地震では災害に備えた住宅の耐震化や家具等の転倒防止対策などの取組みが不十分であった。
- これを踏まえ、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、民間事業者等と連携して家具等の転倒防止対策等の情報発信を行う記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■地震・津波編	第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上	P10	P161

III 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 災害廃棄物処理計画の策定

- 市が災害廃棄物対策を行うに際しては、県が平成28年10月に作成した「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき本市の災害廃棄物処理計画を作成する。また、県が行う技術的援助を受け適正・かつ円滑・迅速に処理できるようにする。
- 県が実施する、人材育成・訓練に参加させる等の記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第2編第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	P11	P24
■地震・津波編	第2編第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		P147

2 復興体制の検討

- 県は、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、復興に向けた国等との連絡・調整を行うとともに、復興への取組を円滑かつ迅速に推進することが必要なため、平成 28 年度に、復興本部の体制や庁内各部局における各種復興施策の実施体制の大枠を定めた復興体制の検討を行った。
- これに伴い、本市においても、第 4 編「災害復旧・復興」に復興体制及び復興計画の策定に係る記載を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）	P 12	P108
■地震・津波編	第 4 編 第 1 章 復興体制（新設）		P224

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

1 住家被害認定調査に関する体制の強化

- 罹災証明書の交付の迅速化を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の発行体制及び県による応援体制に係る記述の拡充や、業務支援システムの活用検討に関する記述を追加するなど、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第 2 編 第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	P 13	P24
■地震・津波編	第 2 編 第 5 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		P147

2 避難情報に係る名称の変更

- 平成 28 年台風第 10 号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示（緊急）」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第 3 編 第 2 章 避難行動 他	P 14	P46
■地震・津波編	第 3 編 第 2 章 避難行動 他	～15	P172

3 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

○平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、本市内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて本市内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける記載を追加した。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	計画
■風水害等編	第2編 第8章	P16	P25
■地震・津波編	第2編 第6章		P148

V 主な修正の内容

II-1 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第10章 広域応援体制の整備
■地震・津波編	第2編 第9章 広域応援体制の整備
<修正案>	
■風水害等編	P 3 3
■地震・津波編	P 1 5 9

■風水害等編

第2編 第10章 広域応援体制の整備

修正前	修正後
(追加)	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備
	<p>第1 <u>災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</u> <u>市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、県と連携して地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p>第2 <u>訓練・検証等</u> <u>市は、災害時に支援物資を円滑に輸送するため、県等と連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第9章 広域応援体制の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

II-2 広域応援訓練の実施

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上
■地震・津波編	第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上
<修正案>	
■風水害等編	P 3 4
■地震・津波編	P 1 6 1

■風水害等編

第2編 第11章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後
第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施
第1 市職員を対象とした訓練	第1 市職員を対象とした訓練
1～4 (略) (追加)	1～4 (略) 5 広域応援訓練 市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

■地震・津波編

第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

II-3 車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
■地震・津波編	第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
<修正案>	
■風水害等編	P 2 9、P 7 7
■地震・津波編	P 1 5 2、P 1 9 9

■風水害等編

第2編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備
<p>第5 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭を置いた運営体制を検討する。</p>	<p>第5 避難所の運営体制の整備</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>

第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

修正前	修正後
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
<p>第5 避難所の運営と安全管理</p> <p>8 在宅避難者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>自宅</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>	<p>第5 避難所の運営と安全管理</p> <p>8 在宅避難者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>在宅や車中、テントなど</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p>

■地震・津波編

第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

II-4 防災拠点となる市の庁舎の耐震化

<p><修正箇所></p> <p>■地震・津波編 第2編 第2章 建築物等の安全化</p> <p><修正案></p> <p>■地震・津波編 P134</p>
--

■地震・津波編

第2編 第2章 建築物等の安全化

修正前	修正後
第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進
<p>第3 公共建築物の耐震性の確保・向上</p> <p>災害発生時には、迅速で正確な情報伝達、適切な対応行動の誘発・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、計画的に耐震診断を実施する。また必要に応じて耐震補強工事を行い、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第3 公共建築物の耐震性の確保・向上</p> <p>災害発生時には、迅速で正確な情報伝達、適切な対応行動の誘発・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、計画的に耐震診断を実施する。また必要に応じて耐震補強工事を行い、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。</p> <p><u>特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修等を促進する。</u></p>

II-5 学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
■地震・津波編	第2編 第1章 防災協働社会の形成推進
<修正案>	
■風水害等編	P10、P11
■地震・津波編	P129、130

■風水害等編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

修正前	修正後
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
<p>第1 自主防災組織の育成</p> <p>このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域住民び事業所等からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>第1 自主防災組織の育成</p> <p>このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域住民び事業所等からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。</p> <p><u>また、防災に関するNPO及び防災関係</u></p>

修正前	修正後
<p>第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進</p> <p>このため、市は平常時より、行政、市民、自主防災組織等とボランティア組織の情報交換に努めるとともに、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるように、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動の普及・啓発を推進、またボランティアグループ登録制度の活用を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。</u></p> <p>第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進</p> <p>このため、市は平常時より、行政、市民、自主防災組織等とボランティア組織の情報交換に努めるとともに、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるように、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動の普及・啓発を推進、またボランティアグループ登録制度の活用を図る。</p> <p><u>また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

II-6 民間事業者等と連携した防災意識の啓発活動

<p><修正箇所></p> <p>■地震・津波編 第2編 第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p><修正案></p> <p>■地震・津波編 P161</p>
--

■地震・津波編

第2編 第12章 防災訓練及び防災意識の向上

修正前	修正後
<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>第1 住民等に対する教育</p> <p>市は、関係機関と協力して、住民等に対する防災教育を実施する。</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p> <p>第1 住民等に対する教育</p> <p>市は、<u>関係機関や民間事業者等と連携して</u>、住民等に対する防災教育を実施する。</p>

Ⅲ－１ 災害廃棄物処理計画の策定

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震・津波編	第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<修正案>	
■風水害等編	P 2 4
■地震・津波編	P 1 4 7

■風水害等編

第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

修正前	修正後
第12 災害廃棄物処理に係る事前対策	第12 災害廃棄物処理に係る事前対策
<p><u>災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺自治体との連携・協力について具体的に示すものとする。</u></p>	<p><u>市は、災害廃棄物対策を行うに際しては、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県が行う技術的援助を受け、適正かつ円滑・迅速に処理できるようにするものとする。</u></p> <p><u>また、県が実施する人材育成・訓練に参加させる。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

Ⅲ－３ 復興体制の検討

<修正箇所>

■風水害等編 第４編 第１章 復興体制（新設）

■地震・津波編 第４編 第１章 復興体制（新設）

<修正案>

■風水害等編 P 1 0 8

■地震・津波編 P 2 2 4

■風水害等編

第４編 第１章 復興体制（新設）

修 正 後

市は、大規模災害から円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、必要に応じ、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。また、災害復旧・復興対策の促進のため、状況により、国や他の地方公共団体等に対し職員の派遣等の協力を求める。被災地の復旧・復興に当っては、あらゆる場・組に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第１節 市復興計画の策定

市は、地域内で、「大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号。以下「復興法」という。）第２条第１号に規定する「特定大規模災害」に指定される、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民は避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域の場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第２節 職員の派遣要請

第１ 国の職員の派遣（復興法第５３条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第２ 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第２５２条の１７）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第３ 職員派遣のあっせん要求（復興法第５４条）

市長は、県知事に対し復興法第５３条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

また、県知事に対し地方自治法第２５２条の１７の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

■地震・津波編

第4編 第1章 復興体制（新設）

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

IV-1 住家被害認定調査に関する体制の強化

<修正箇所>	
■風水害等編	第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震・津波編	第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<修正案>	
■風水害等編	P 2 4
■地震・津波編	P 1 4 7

■風水害等編

第2編 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

修正前	修正後
第13 罹災証明書の発行体制の整備	第13 罹災証明書の発行体制の整備
<p>1 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>2 市は、県が実施する被害住家被害の担当者の研修等に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>1 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 <u>市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>3 市は、県が実施する被害住家被害の担当者の研修等に参加し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p><u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>

■地震・津波編

第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

IV-2 避難情報に係る名称の変更

<修正箇所>			
■風水害等編	第3編 第2章	避難行動	他
■地震・津波編	第3編 第2章	避難行動	他
<修正案>			
■風水害等編	P 4 6		
■地震・津波編	P 1 7 2		

■風水害等編

第3編 第2章 避難行動

修正前	修正後
第2節 避難の勧告・指示	第2節 避難の勧告・指示
<p>第2 避難勧告・指示等の区分及び報告通知</p> <p>1 避難勧告・<u>避難指示</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>指示</u>を行うものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>指示</u>又は<u>勧告</u>する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>勧告・指示</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備情報の提供</u>に努める。</p> <p>2 <u>避難準備情報</u></p> <p>市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備</u></p>	<p>第2 避難勧告・指示等の区分及び報告通知</p> <p>1 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを<u>勧告</u>又は<u>指示</u>する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に努める。</p> <p>2 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>市民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p>

修正前	修正後
<p><u>(要配慮者避難) 情報を伝達する。</u> また、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>の発令等とあわせて指定避難所を開設する。</p> <p>3 <u>屋内退避</u> 周囲の状況により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での退避等</u>の安全確保に関する措置を指示することができる。</p> <p>4 対象地域の指定 <u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うに</u>あたっては、対象地域の適切な設置等に留意する。 (追加)</p> <p>5 事前の情報提供 <u>避難勧告や指示等</u>に至る前から、河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえて、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</p>	<p>また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定避難所を開設する。</p> <p>3 <u>屋内安全確保</u> 周囲の状況により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>4 対象地域の指定 <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、対象地域の適切な設置等に留意する。</p> <p>5 <u>避難勧告等の伝達</u> <u>避難勧告等</u>を発令するにあたっては、<u>危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p> <p>6 事前の情報提供 <u>避難勧告等</u>の発令に至る前から、河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえて、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。 <u>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p>

■地震・津波編

第3編 第2章 避難行動

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

IV-3 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第8章 避難行動の促進対策

■地震・津波編 第2編 第6章 避難行動の促進対策

<修正案>

■風水害等編 P 2 5

■地震・津波編 P 1 4 8

■風水害等編

第2編 第8章 避難行動の促進対策

修正前	修正後
第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等	第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等
<p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p>	<p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p>

■地震・津波編

第2編 第6章 避難行動の促進対策

※ 風水害等編と同様の修正を行った。